

# 福岡広域都市計画地区計画の変更（筑紫野市決定）

都市計画筑紫駅東地区地区計画を次のように変更する。

告示日 平成30年4月10日 筑紫野市告示第90号

名 称	筑紫駅東地区地区計画	
位 置	筑紫野市筑紫駅前通一丁目、大字筑紫、大字下見及び大字若江地内	
面 積	約7.9ha	
地区計画の目標	<p>本地区は、西鉄筑紫駅東側に位置し、地区内の一部は、土地区画整理事業の施行により良好な街区の整備がなされ、今後、適切な建築物を誘導することにより隣接する住宅地の住環境との調和を図るべき区域である。</p> <p>また、土地区画整理事業施行区域外の区域は、今後無秩序な市街地の形成が予測されることから、両区域を含め、全体として駅前地区の特性を踏まえ、有効高度利用を基本に、ショッピングセンター等地域の利便施設を誘導するとともに、文化・余暇等のニーズに対応する諸施設を誘導し、明るく豊かで人が集う魅力あるまちづくりとその保全を図ることを目的とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区周辺地域の良好な住環境の保全に配慮しつつ、近隣商業地域及び駅前地区という特性を活かし、有効高度利用を図る。</p> <p>また、中高層階における住宅を許容しつつも、大規模店舗、専門店、飲食店等の誘導、集積を図り、近隣住宅地の利便性の向上をめざす。</p> <p>さらに、一定規模の劇場、観覧場、映画館その他趣味娯楽に係る業務の利便を増進し、適正かつ合理的な土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>本地区の一部においては、区画整理事業により区画道路が整備されており、その維持保全に努めるとともに当該道路と整合し、かつ今後の土地利用に適合した一体的な道路整備を図る。</p> <p>また、まちかど広場等のオープンスペースを適正に配置し、緑豊かでゆとりあるまちの施設整備を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>建築物の用途、形態、高さ、壁面の位置等に制限を加えることにより、中高層建築物を許容しつつ、周辺の良好な住環境との調和を図る。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

用途地域の見直し及び周辺の都市施設等の整備状況の変化に伴い、本地区の区域見直しが必要になったことから、本件のとおり変更するものである。